

議案第8号

幸手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幸手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合における栄養士の配置基準に関して所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。